

## 第2回阿蘇中部3町村合併協議会会議録

- 1.平成15年12月9日午後1時30分 招集
- 2.平成15年12月9日午後1時30分 開会
- 3.平成15年12月9日午後3時25分 閉会
- 4.会議の区別 協議会(法定)
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター 会議室
- 6.出席委員及び欠席委員

### 出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	古 木 孝 宏
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ 入 子
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	波 野 村	市 原 新
20 番	波 野 村	水 野 日 出 男
21 番	波 野 村	後 藤 新 一
22 番	波 野 村	山 口 定 喜
23 番	波 野 村	阿 南 洋
24 番	波 野 村	市 原 正 次
25 番	波 野 村	阿 南 輝 和
26 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
27 番	波 野 村	大 塚 國 勝
28 番	振 興 局	岩 下 直 昭

欠席議員

16 番 阿蘇町 丸山信義

7.説明のため出席した者の職氏名

阿蘇地域振興局 振興調整室主幹 西野英昭

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬國興	次長	大塚敏彦
局員	丸野雄司		井八夫
	井野孝文		本田良治
	今村清信		高藤裕樹
	坂口英明		

9.議題

(1)小委員会報告

(2)提案事項

協議第 6 合併の期日について  
協議第 7 (継続)財産及び債務の取扱いについて(財産区等)  
協議第 8 財産及び債務の取扱いについて(基金等)  
協議第 9 補助金・交付金等の取扱いについて  
協議第 10 町、村、字名の取扱いについて  
協議第 11 (継続)国民健康保険の取扱いについて  
協議第 12 行政区の取扱いについて  
協議第 13 (継続)上・下水道の取扱いについて

(3)その他

午後1時30分 開会

日程第1 開会

阿蘇中部3町村合併協議会事務局長(岩瀬國興) それでは定刻になりましたので、ただ今から第2回阿蘇中部3町村合併協議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

尚、本日の会議は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に先立ちまして、前回の設立総会におきまして、選任同意をいただきました監査委員さんにおいでいただいておりますので、河崎会長のほうから委嘱状の交付をお願いしたいと思いますので、監査委員の方はその場でお待ちください。

日程第3 監査委員委嘱状交付

事務局長(岩瀬) まず、波野村 堀 昇様でございます。

阿蘇中部3町村合併協議会会長(河崎敦夫) 委嘱状、堀 昇殿。阿蘇中部3町村合併協議会

監査委員を委嘱します。平成 15 年 11 月 18 日、阿蘇中部 3 町村合併協議会会長河崎敦夫。

事務局長（岩瀬） 続きまして、一の宮町 山部謙一郎様でございます。

会長（河崎敦夫） 委嘱状、山部謙一郎殿。以下同文です。

事務局長（岩瀬） 山部様は、本日会議出席のため、代理で進めさせていただきました。有難うございました。それでは、ご挨拶のほうに移らせていただきます。まず河崎会長がご挨拶申し上げます。

## 日程第 2 あいさつ

阿蘇中部 3 町村合併協議会会長

会長（河崎敦夫） 一言ご挨拶申し上げます。本協議会も去る 11 月の 18 日に法定協議会といたしまして新たに発足いたしました。本日は、第 2 回の法定協議会の町村合併協議会として協議会を開催いたすことになりましたけれど、委員の皆様方には年末を控えまして大変忙しい中にご出席を賜りまして本当に有難うございます。

さて、阿蘇中部 3 町村の任意協議会において 45 項目の協定項目を定めまして審議してまいりました。36 項目につきましては、承認をいただき、しかも法定協議会設立の折、確認事項が継続することもご承認いただきました。法定協議会におきましては、まだ未協議事項 9 項目の協議と関連する合併調整事項を審議していくこととなりますが、どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

現在までの協議期間におきましても合併の必要性を考えながら、合併に向かわなければならない状況と戦い、住民の方の不安の声、或いはまた合併反対の声、枠組みを再検討の声等、色々な意見を聞きながら今日まで進んできました。聞くところによりますと、本日住民の方々から振興局に対しまして市町村合併特例法の第 4 条の 2 に基づく住民発議があったとのことでした。このことにつきましては、大変残念なことではございますけれども、後ほど岩下振興局長さんのほうから概要の説明をしていただきたいと思います。このように思っております。

しかしながら、国家的な行財政事情、或いはまた長期的な展望に立って考えます時、合併に向かって進むことが最善の方策であると判断することに我々は間違いはないと、このように確信もいたしておるところでございます。

この協議会におきましても 3 町村とも同じ思いで立っていただいていると思っております。これからは更に住民の意見を聞きながら新しい希望の持てる「阿蘇市」に向かってご審議いただき合併へのご努力をいただきたい。このように思っております。

本日の会議におきましては、次回からの協議事項を提案させていただきますが、協議会の場での調整は次回 1 月からの会議となりますが、どうかこの間各町村においてご協議いただき、よりよき調整ができますことを念願といたしまして、会長のご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局長（岩瀬） どうも有難うございました。続きまして阿蘇地域振興局 岩下局長様よりご挨拶をいただきます。

阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長(岩下直昭君) どうも皆さんこんにちは。阿蘇地域振興局の岩下でございます。私のほうからは最近の国の動き、そして県内の動き、そしてただ今、河崎会長さんのほうからお話がありました法定協議会設置を求める動きが出ておりますので、その件について若干の説明をさせていただきます。

まず国の動きでございますが、国は2004年度、来年度予算の具体的な編成作業に入りました。で、基本方針は地方財政の三位一体の改革でございます。小泉総理の真意に基づきまして国公補助負担金の1兆円の廃止、縮減が出されておりますが、これに対する地方の反発が非常に強うございまして、予算編成も難航するものというふうに予想をしておるところでございます。また、地方交付税の総額の圧縮につきましては、財務省のほうからの強い要請が報道でなされているところでございます。総務省におきましては、財源保証機能の必要性を重点にしまして交付税制度堅持の姿勢でございますけれども、総額抑制の方向性自体は変わらないところでございます。そういうことで地方交付税制度の改革の一環としまして、投資単独事業削減の1年前倒しとか公務員の1万人純減によりますところの給与関係経費の削減によりまして総額1兆円以上の削減の方針でございます。県分につきましては、事業補正を全廃するというところで特に厳しい内容になっておるところでございます。

次に県内の動きでございます。最近の県内の合併を巡る状況は、八代地域で来年2月の法定協議会設置を目指して竜北と宮原が、任意協議会を立ち上げております。また、天草地域の問題についてもこれまた未解決の状況でございます。また、昨日、矢部・清和・蘇陽の合併協議会が開かれまして、事前調整の8項目で大筋の合意を得まして、今月中には法定協議会設立に向けた規約の同文議決になる見込みでございます。また、小国郷につきましては、アンケートを実施しておりましてその結果を注目しておるところでございます。

それからこの阿蘇中部におきましては、庁舎の位置、それから議員の定数これは合併協議の核心部というべき項目につきましては、お互いの譲り合いの精神、そして信頼関係によりまして合意してまいられたわけでございます。また、新しい市の建設計画につきましては合併特例法第3条に基づきます協議に先立ちまして内々の協議をいただいておりますけれども、昨日ご回答をさせていただいたところでございます。今後更にご検討いただきまして、内協議・正式協議を経まして、新阿蘇市の青写真というべき建設計画を決定することとなることとなります。

ところで河崎会長のご挨拶の中にもございましたが、今日の午前中、これは制度名ですけれども、複数の市町村の住民が連携して法定協議会の設置を求める住民発議制度というのがございます。これが規定されております合併特例法4条の2に基づきまして一の宮町、産山村、そして波野村の住民の方々7名が、請求に必要な署名収集の前に必要な手続きとしまして、知事に対して各町村での請求が同一の内容であると、請求の内容が同一であることが条件でございますので、その確認の申請書を事前に振興局に持って来られました。各それぞれの町村の請求代表者

の連名で提出されまして、振興局で受付け、内容に問題がなければ受付をいたしまして、県庁のほうに進達するということとなります。その後、県のほうで申請内容が同一であるということが確認されれば、その旨を請求書に記載して振興局を経由して各代表者に返送をいたします。そこが一つの節目といいですか。その返送後ですね、今度は代表者が各町村長に対しまして、当該法定協議会設置の請求書を添えて、また請求代表者証明書の交付を申請しまして、証明書が交付されれば署名の収集を開始するということとなります。で、交付から1カ月以内に有権者数の50分の1というのが条件でございます。この4条の2によります同一内容の協議会設置請求手続きにつきましては、通常の住民発議とは違いまして、関係町村におかれては議会に付議ということが、義務付けられておるわけでございます。従って取扱いが非常に重くなるわけでございますが、法定協議会の設置請求、またそれが議会で否決された場合の住民投票の請求、そして住民投票においては過半数の獲得が必要でございます。それぞれの段階で全ての関係町村が同じようにこの条件をクリアしていかなければ一つでもそこをきっちりクリアできなければそこで手続を終了してご破算になるわけでございますが、非常にそういう意味では厳しい制度でございましてハードルそのものは極めて高いというふうに考えております。具体的なこの流れにつきましては、もうちょっと詳しく、もしご質問があれば後ほど振興局の担当者のほうからご説明をさせたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) 有難うございました。ただ今岩下局長様からご挨拶いただきましたが、内容について3町村とも大変関連することでございますので、振興局西野主幹よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

阿蘇地域振興局振興調整室主幹(西野英明君) 皆さんこんにちは。振興局振興調査室の市町村班西野と申します。よろしくお願いいたします。今般提出をいたされました合併特例法第4条の2に基づく住民発議ということで概略説明させていただきます。

それで、今お手元にお配りいたしました資料、これ私共県のホームページから抜いてきたものでございます。で、住民発議そのものにつきましては、合併特例法の今回の第4条の2という手続きと、めくっていただきまして3ページのほうに合併特例法第4条、単独発議の場合というものと2種類認定してございます。一応対比ということで両方とも資料をお配りしております。

それで、1ページに従いまして簡単にご説明させていただきたいと思います。局長のほうからも申し上げましたとおり、連携して関係町村の住民の皆さんから行われること、同じ内容で発議を申されるというものでございます。これが一番上の部分、で、その同じ内容であるということを確認してくださいということで、県のほうへお出しになるというのがでございます。で、本日私共のほうに提出されましたのはこの段階ということでございます。で、それを本庁のほうで確認の上、お返すのがと。この、が3ページの単独の場合に規定されていない4条の2独自の手続きのまず一つ目でございます。それから先はですね、4条と同じような感じでございますが、証明書を交付していただいたうえで、1カ月以内に50分の1の署名を集める必要がございます。一つでもこの段階でですね、50分の1が揃わないということになればこの手続は終了でございます。で、集まったとしますとその署名簿の中身を、のとおり確認してお

返しする。それをうけて初めて関係市町村のほうへ請求がなされる の手続きになります。それから、ここも3ページにはないところがございます。要するに関係町村全てから上がってくるということの前提でございますので、県のほうへ のとおり請求がなされましたというのをご報告いただき、全て報告が出ましたよというのを逆に今度は県のほうから関係町村のほうへ通知いたします。で、その通知を受けた日から60日以内に議会に付議する必要がございます。付議しなければならない。局長がもうしあげましたところがございます。これが4条であれば3ページの一連の流れの、 のようにですね、関係市町村、相手方に意見照会をした上で例えばどこかの町村が付議しないと、うちは議会に立てませんと言えそこで終わるんですが、この4条の2という手続きでは要するに意見照会という制度ございませんので、必ず議会に付議をするということが義務付けられております。

それで、めくっていただきますと2ページ目でございますが、議会に付議した結果、全ての町村で可決されればもちろん法定協議会設置されるわけですけれども、否決したところが出てきた場合、この場合住民投票直接請求の制度に乗った住民投票ということになりえます。その道が開かれているというのが、この4条の2のまた大きな特徴でございます。ちなみに3ページの一番下、ちょっと見にくくて申し訳ございませんが、星印で書いてございますように、請求市町村の議会、要するに住民発議が起こった大元の町村、市町村の議会だけが否決した場合に始めて住民投票という可能性が開かれるのが通常の4条の手続きでございますけれども、4条の2のほうは否決した市町村全てに住民投票の道が開かれていると。ここ大きな違いでございます。で、その住民投票に入っていく手続き、きっかけとしましては、上のほうの枠、括弧にございましており、(1)と(2)にまずその否決した市町村の首長さんが自ら住民投票の請求をされる場合、で、されなかった場合であってもいずれの期間内にその住民の方が住民投票にすべしということで請求することができる。この2つの場合が規定されております。ここでもし一定の期間、議決が全部揃ってから20日ということになりますが、その20日間の間にこの(1)も(2)も両方とも出てこなかったところが一つでもあればその時点で終了でございます。で、仮に全てが出揃って住民投票の手続に入るとということになりますと、基本的には50分の1の署名を集めて請求をするというのと同じような、似たような流れになりますが、違いますのは署名の数でございます。真ん中のところにありますように有権者の6分の1以上の署名が必要でございます。これも1カ月以内に基準となる日から1カ月以内に6分の1の署名を集める必要がございます。ここでもどこか一つでも6分の1集まらなかったということになれば手続きは終了でございます。で、署名が集まって全て出揃ったという場合に初めて仮にここで可決した市町村があるとしても初めて関係市町村が揃って可決したところ、否決したところ揃って同じ日に期日を定めて住民投票を行う。40日以内でございますが、住民投票を行うと。で、その結果、全ての町村で過半数の賛成が得られた場合に初めて法定協議会が設立されると。この住民投票に議会の議決と同等の重みを与えているということでございます。一つでも住民投票の結果、過半数をいかなかったところがあれば終了と。この終了で完全にこの手続き、4条の2の一連の流れは終わるということになります。込み入った制度でございますけれども、概略以上のとおりでございます。

事務局長（岩瀬）以上、本日急遽住民発議というものがございまして、ちょうど合併協議会の日でございまして、皆様方も心的には色んなことを動揺されておられると思います。本日の議事には載っておりませんが、このことをちょっと討議させていただきたいと思いますので、河崎会長を中心によろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） はい。ただ今岩下局長さん、西野主幹さん、挨拶或いはそれぞれ説明ございました。この件について急遽皆様方のご意見を受け承りたいと思いますが、どなたか。それでは、波野さんよろしく。

波野村長（市原 新君） 先程岩下局長より合併特例法第4条の2の規定によって、住民発議が出されたということでございまして、私共村といたしましても皆さん方にその対応についてお知らせをする必要があるんじゃないかなということで、マイクを握らせていただきました。

村といたしましては、今までそれぞれの段階におきまして、機関決定をして法定協議会に移行して、阿蘇町・一の宮町・波野村の3カ町村で町村合併の協議を進めてまいったところでございます。私共といたしましては、今後とも3カ町村の合併に向けて、その目的達成のために更に慎重に合併協議を進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。またその枠組み変更による合併については一切考えておりませんので、このことも申し添えておきたいと思っております。また離脱されました産山村さんの再加入につきましては、私共、門戸を開いておるといことも付け加えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

会長（河崎敦夫） はい。それでは一の宮町長、お願いします。

一の宮町長（渡邊力丸君） 私のほうからも一言お話をさせていただきたいと思いますが、今日ですね、午前中の合併の町村長会の席におきまして、あらかじめ今朝の出来事につきまして振興局長からお話を受け承りました。全く驚きをいたしておりまして少しいいいますか、残念な思いがいたしておるところでございます。

今回の合併につきましては、経緯は私がここで言うまでもございせんけども、平成13年から阿蘇郡内12カ町村の大枠の中で論議を進めてまいりまして、そして中部4町村でやろうということにつきましては、それぞれの町村で、その間住民の懇談会を初めとします住民説明会を行うとそういったこと、或いは議会それをとおしまして検討を進めてまいりまして14年の8月1日に、中部4町村の合併推進協議会というものを立ち上げたわけでありまして。そして専門委員会を設け、それは専門的に細部にわたって協議をする。検討をする。そしてまた更には小委員会も設立し、これもまた積極的に紆余曲折があったわけで意見、各論あったわけですけど、それを押し進めてやってきた。そういう経緯の中で、突如として産山村が9月1日に離脱をするというこれまた大変残念なことでありましたけれども、そういった経緯があるわけでございます。その離脱におきましても残された3町村どうするかと、本当に真剣に論議をした中でこれから残された3町村で進めていこうと。その際に産山村も、今後考えが変わればいつでも窓口を開けて参加することについては異論はないということをおっしゃる産山の役場まで出向きまして村長さんにそのお話を申し上げたとこのような経緯もあるわけでございます。そしてそういった紆余曲折の中

で法定協議会 11 月の 17 日、議会に議決をいただき、各町村の議会で議決をいただきまして、そして 18 日に法定協議会の設立とこういう運びになったわけであります。

今までの 2 年 4 カ月にわたります本当に慎重に審議してきた、そして 17 年に向かって合併しようかと心一つにして協議を進めてまいりましたわけですが、今この時期にこのような住民発議の動きがあるということに対しまして大変先程言いますように残念な思いであります。むしろ今住民発議というよりか産山村に対しましてですね、この 3 町村合併の中に再度入っていただくような、そちらのほうに私は精力を追加してほしかったなと、ほしいなと、今からもそうしてほしいなという思いであります。

中部 3 町村の合併については、今までの努力でいささかも動揺することなくですね、こういった動きに動揺することなく、粛々と私は推進していきたいとこのように考えております。町の代表としましても将来の合併を考えました時に、私はこの合併以外はないというふうに確信をいたしております。そのことを皆さん方にお話を申し上げたかったわけであります。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい。有難うございました。それぞれの一の宮、波野さん、両村長、町長、ご意見を踏まえた話でしたが、委員の皆さん方にどなたか。はい。高藤委員。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい。高藤でございます。今、波野、一の宮の両町村長さん方からご意見等受け承ったわけでございますけども、我々この協議会の委員といたしましてはどういった内容のですね、住民発議が出されたのか。あらかじめ同一内容の請求と先程局長のほうからお話がありましたけども、具体的にその同一内容とはどういった内容であったのかですね、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 内容について申し上げます。一の宮町、産山村、波野村の 3 町村の枠組みでの法定協議会の設置を求めるという内容でございます。それで、さっき申し上げました各町村の請求代表者の連名で提出されまして、午前中に振興局で受け付けて県庁のほうに進達したということでございます。で、これを県庁のほうで審査内容は同一であるということが確認できれば、その旨を請求書に記載しまして振興局経由して各代表者に返送するということになります。

会長（河崎敦夫） ようございますか。はい、松村委員。

阿蘇町（松村勝美君） 松村でございます。住民発議が出されたというのは、特例法に基づいた住民の権利としますので残念と申しますが、ちょっと事務局にですね、一つお尋ねをしたいと思いますが、まず住民発議がなされて、県のほうに出されてですね、最悪の場合ですね、住民投票までいった場合ですね、これは署名の段階も含めていった場合にだいたいどれぐらいの期間をですね、最終的に要するのかさこらあたりが 1 点ですね。それともう 1 点ですね、例えばその期間が半年なり 5 カ月なりかかった場合ですね、かかった場合に通常の法定協、3 町村の合併協議会の法定協議そのものはですね、計画どおり予定どおりに進めていいのかどうかですね、そこらたりも含めて、一つこれは県のほうが詳しいと思いますのでご回答お願いしたいと思います。



阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） まず、住民発議から住民投票までの手続きに要する時間でございます。署名の収集とか、色々な手続きに要する期間によりまして一概には言えませんが、住民発議の開始から各町村議会の議決まで概ね3カ月、それからもし議会が否決した場合、署名収集による住民投票の請求に伴う住民投票の実施までの期間が、概ね3カ月。で、合わせまして概ね半年前後の期間になるものと思っております。

それともう一つは、今回一連の手続きがあっておるわけですが、この協議を続けることについての是非についてでございます。当然可能でございます。

私のほうからもう一つ、付け加えさせて申し上げますが、県としての考え方でございますが、合併の枠組みとかその可否についての最終的判断は各町村において行われることでございますけれども、各町村におかれましては、今後も住民に対する合併の必要性等の周知徹底をより一層よろしくお願い申し上げたいと思います。県としましても当然のことながら各町村におけるこのような取り組みについては、更に支援をしていきたいというふうに思っております。また阿蘇中部3町村合併協議会の協議につきましては、今後もこれまでどおり進めていきたいという強いご決意が両町村長からございました。で、県としましては各町村の取り組みと同様に当然のことながら精一杯支援してまいる考えでございますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎でございます。本日ですね、住民発議の予想といたしますか、そういった予想は私は感じておりました。ちょうど法定協のですね、決定の日、ある住民の方から私に電話がありまして、要するに未だにですね、もうひらたく言いますと阿蘇町はずしですよ、阿蘇町をはずしたその合併ちゅうのはなぜかと理由はなんかで。いわゆるその阿蘇町のやり方にはついていけないと。どういうところがいかんかいて言えばですね、要するにまず財政面とか何とかを隠しとるとかですね、色んな話があまりにも飛躍した話ですので、その何の資料に基づいてそういった発想をするのかといった、直接議論をした経緯もございます。

しかしですね、その住民の人達がそれぞれの各町村に色々な考えの方がおられます。で、そういった方と水面下で接触した結果ですね、こういった発議がなされたと思います。で、今日もですね、昼のニュースでどこだったですかね、県内のある町村がニュースで流しました住民投票。

それですね、今うちの町長もかなり強い決意を申しました。しかしですね、どこでもやっぱり住民との説明不足といいますか、住民側にとればですね、説明が足らんといった意見が大半聞こえてきます。どこでも。うちでもやっぱりそうです。で、再三ですね、執行部でもその都度住民には説明を流してくれとお願いはしておりますけれども、合併自体は進んでおります。あの文章ですね、ほとんどですね、回しても全部が全部見らんと思うとですよ。で、そういった中で色々な流れがこういった波が流れてきます。で、この発議の制度でいきますと、50分の1、うちの場合300人ぐらいですよ。300人ぐらいの署名あつという間にとれるんじゃないかと思えます。で、その前にですね、我々もうちの協議会、一の宮の協議会私、会長でございますけども、やっぱり何らかの形でですね、これからはなお一層ですね、住民に直接の説明ですか、今日までの経緯、色んな合併の必要性、3町村の枠組みの流れ、色んな波を説明しながらですね、住民サイド

に啓蒙といいますかこれを早めにですね、しないと方向が最悪の状況に流れかねないと感じております。で、そういった中で我々も取組んでいこうと思っております。枠組みに対してはですね、我々も先に言いましたように絶対変えません。

会長（河崎敦夫） はい。今、一の宮のほうからもご意見いただきましたが、波野さん何か、どうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野でございます。今日は大変なことが起こっていたと本当に晴天の霹靂と言いますか、私共は昨年から3カ町村が、本当は4カ町村が一つになって阿蘇を作ろうじゃないかということで動いてきたんですが、ご承知のようなことで産山村があのような形で離脱されて現在に至っているところでございます。

しかしながら、産山といたしましてもあの中の有識者の方達はですね、元のと申しますか、4カ町村の中で、も一度本当の阿蘇づくりをしたいということで日夜懸命に努力をされておられます。そのこともですね、私は何度か我々委員会の中の委員の方々に申し上げてきたときもでございます。そのようなときに先程一の宮の町長のほうからもございましたが、まずその発議が出たというその発議の内容はどういうことなのかと。それなりに私としてこのような事態は生じるのではないかなということは、察知はしておりました。

しかしながら正式な文章が明記されないうちにですね、あまりその話すわけにはいかないと思って黙っておったんですが、阿蘇町のほうからどういうことかということで、説明受けて事務局のほうから話がはっきり出たわけですが、本当にその4カ町村がですね、一つになって阿蘇ができるということで私たちやってきたんですが、やはりここは、そのまま3カ町村の枠組みで、産山自体今どうなっているかわからないんですよ。皆さんがどのように判断されているのか、産山の中にも賛成と反対がいて、その中のその7名の方が振興局に産山、波野とですね、一の宮の方がおいでたということでございますが、産山の方も実際はまだ本当わからないとですよ。私は、そう思ってます。その中でそのような主張をされる方が分かれてこのような形になってですね、いわゆる渡邊町長おっしゃったようにそのようなこと、本当に枠組みのことを思うのは今ひとつ元に返って、阿蘇を4つに纏めることのほうにですね、私はそのエネルギーを費やしていただきたいとそのようなことを本当に思っております。

そして私達、今から先この3カ町村のこの私たちの枠組みをこれは崩すわけにはいきません。私は崩すべきじゃないと思うし、できれば4カ町村、または阿蘇郡の12カ町村が一つになることがこれからの阿蘇を作っていく上においてですね、一番大切なことなんですよ。それはやはり阿蘇町を中心として、その阿蘇づくりをしなければいけない時に阿蘇町をはずすものというようなことを私は毛頭に考えておりませんし、そのようなことがあってはならない。だから我々この3カ町村が、やはり意思をしっかりと固めてですね、阿蘇づくりのために地域住民に対し、十分に説明していく説明責任があるのじゃないかなということを感じておるところです。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい。他によるしゅうございますか。それぞれの希望も含めたご挨拶、ご意見もあったと思いますが、昨年の8月に任意協議会を立ち上げて、そして11月には法定協議

会。だいたいこの協議会で 45 項目のその協議の中です、36 項目はだいたい決定している。残り 9 項目が、まだ未定と未協議ということになっている今日に、今水野委員さんおっしゃったように元に戻れということがちょっと分かりませんが、

波野村（水野日出男君） いや私が言う元に戻れということでは、3カ町村の阿蘇町をはずしての枠組みを考えるよりも、その最初の4カ町村ですよ、ね、最初の4カ町村の中にそのような今、一の宮と波野と産山でしょ。その方達が4カ町村になるように努力すべきだということをおっしゃりたいわけですか。3カ町村の中の阿蘇町をはずすのではない。一番最初の4カ町村でやればできることだと思います。やってきたじゃないですか。

会長（河崎敦夫） それが4カ町村でお互いがいこうという中で、産山だけが離脱されたということで、しかたなしに3町村の合併ということの今日があるわけですね。

波野村（水野日出男君） はい、それは分かります。だからそのようなですね、今から合併を変えるのではなくしてですね、枠組みを変えるのではなくしてですね。

会長（河崎敦夫） 分かった。帰ってこいと。

波野村（水野日出男君） はい。それについての努力をなすべきかということをおっしゃりたいわけですか。

会長（河崎敦夫） 挨拶にちょっとお返事したけれども、今一の宮町長の挨拶にありましたようにいつでも帰ってこいとと門戸は開いとということですね。特に、離脱に関してはですね、産山村長さんから電話がありました。離脱しますという電話がですね。

それで、3町村長、そして県の振興局長さんも含めて慰留行為に産山村にまいりました。それと同時に、公文書で離脱は考えてくれ、再考を促すという公文書も出してあります。そして今でもですね、先程一の宮町長おっしゃったようにいつでも門戸は開いてありますから、いつでも帰ってきてほしいということは申し上げてあります。それなりの努力はそれぞれ3町村長も頑張っておるとこのように確信いたしております。で、要はですね、どうでしょう。今までの法定協議会でここまで残り9項目の協議の中です、この住民発議による一連の問題をその成り行きを見守っていかねばならない法定協議会が、そこらへんを明確にしてほしいと思います。

会長（河崎敦夫） 山口委員。

波野村（山口定喜君） はい、山口です。せっかくですね、各3町村とも一度決意をして3町村でやっていこうと決めた中で、こういうことが起こると私共非常に残念に思うわけがございます。

一つ振興局の方にお尋ねしたいんです、私。と申しますのがですね、このようにそれぞれ住民発議が出て、特例法4条の2に該当する住民発議が出てきたと。最終的には議会に付託せなければならぬわけですね。これを議会で否決した場合どうなりますか。そのへんをちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 議会で可決した場合は、それ当然、法定協設置ですが否決した場合は、首長さんがですね、知事の定める日から10日以内に住民投票の請求をすることが

できるとなる。それが一つ。それと首長さんが請求しなかった場合があるんですが、その時は6分の1の署名これが必要になります。はい。で、6分の1、署名が集められない。一つの村、町でも集められなければそれで終わり。その手続きが消えてしまいます。またその一つの村でも投票実施の請求が今度はない、請求がないかもしれない。その時も消えてしまいます。そういう状況になっています。よろしゅうございますか。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。はい、松永委員。

阿蘇町（松永 勲君） はい。阿蘇町の松永です。それぞれ一の宮、波野さん、ご意見をお伺いいたしました。私共としましてもこの時点でこういう問題が出てきたことは、非常に残念でございます。

阿蘇町の立場としては、私共は譲べきは譲り、真剣にやっばこの合併成就に向けてやってきたつもりなんですけども、こういうことが出るのは、なぜか不思議なくらいであります。やはりこの平成の合併、このもの自体がやはり中身について本当にわかっていらっしゃるのかなというふうな気がいたします。従って先程申し上げましたように、もう少し住民に説明責任を果たすべきだという意見が出たのかなというふうに思います。

いずれにいたしましてもこの合併、何がなんでも成就をさせることがこの新しい「阿蘇市」誕生、そしてその新しい市が本当に将来の阿蘇にふさわしいふるさとづくりと申しますか、まちづくりに繋げるとそういう思いでそれぞれが、この協議に加わってきたというふうに思います。そのことを一つの宮、波野村につきましても重々住民に説明をしていただきたい。

同時に先程申しましたが、決して阿蘇町は驕りも強行もそういう意味でこの協議に参加をいたしておりません。むしろ阿蘇町住民から我々は、逆にもうちょっとしっかりせえというふうに言われております。しかし、この合併を成就するためにはやはり大きな我々阿蘇町がどんと受けて立つという立場で、この協議を進めなくてはこの合併は成り立ちません。従ってそういう意味では阿蘇町民かなりの不満はありましようが、ここは一つご理解をお願いをしたいというふうなことで我々は阿蘇町民に説得をしまりました。是非そこあたりをですね、一つの宮さんも波野さんも十分、分かっていたきたいというふうに思います。この合併が壊れないように一つ波野さん、一の宮さんに重々お願いをいたしたいと思います。

会長（河崎敦夫） はいどうぞ。波野村長さん。

波野村長（市原 新君） はい。今、松永委員さんから色々とお話をいただきましたけども、今回の問題もそうでございますし、我々もできる限りの説明はずっと繰り返してきたわけでございます。今度の住民発議の代表になっておられる方等も説明会の際にはしょっちゅう来ておられた。資料も当然私共配っておりますし、よく分かって、そして反対をされているというのが実態でございます。この説明会に来られないで、ものが分かっていないでそういう人からのですね、その提案であれば私達の対応の仕方も仕様もあるかと思えますけど、決してそうじゃないということもご理解をお願いしたい。分かっておって反対するんです。そういう事態でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

尚私共も今後ですね、この3カ町村の合併が成就できるように、更に住民に対する説明には極

力努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい。この件についてのご意見は出尽くしたと思っておりますが、よろしゅうございますか。

会長（河崎敦夫） はい。松村委員。

阿蘇町（松村勝美君） 先程振興局長さんのほうからですね、合併協のこの法定協議会については支援をしていきたいというお話でありますし、或いは渡邊町長さん、市原村長さんのほうからですね、抱負を述べられて3町村枠組みでやっていくんだということでございますが、これから6カ月間ですね、最終的な法手続があるということですので、後で色々提案事項もありますけども、17年の2月11日に合併をするというお話が出ておるようでございますけども、そういったことからいきますとですね、いわゆる6カ月後でないとい色々合併調印もできない。色々な問題がありはしないかというふうに思うんですね。そうなりますと17年の3月までの合併はどうかという大きなですね、問題になってきはしないかと非常に危惧するわけなんですよ。そこらあたりをちょっとお聞きしたかったので、先程ちょっとお尋ねしたわけですが、そこらあたりをどうかですね、せっかくこれまで詰めてきてですね、17年の3月までに合併して、特例債あたりを受けてですね、新しいまちづくりをするんだということで皆一生懸命委員さん頑張ってきたと思うんですね。それが、住民発議が終わらないとその後のやつはですね、進められんということになりますと17年の3月まではどうかという話が出てきますのでそこらあたりも含めてですね、もう少しちょっとお話をですね、していただきたいと思っておりますけど。

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 先程申し上げました6カ月ということであれば、来年の6月ぐらいが一つの節目になろうかと思っておりますが、これはこれとしてこの協議会は当然のことながら並行して先に進んでいくわけでございますので、そこはもう粛々となさってて私はよろしいかと思っております。で、この行方は先程申し上げましたとおり非常にハードルが高いものでございまして、法律そのものもさっき波野村長おっしゃいましたけども、本当に住民のほとんどが首長さん達の意見と違って、首長さん達は合併したくない或いは議会は合併したくないけども、住民は合併をしたいと。そういうのをにらんだ法律になっています。ちょっと法律のこれは使い方もちょっといかがなものかという気もいたしておりますので、協議会は粛々とお進めいただきたいというふうに思っています。

会長（河崎敦夫） 他に。一応この住民発議に伴う問題については意見が出揃ったということですのでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） で、その取扱いについてはただ今局長さんから、市原村長、渡邊町長さんからもご意見がありましたように、それはそれ。この任意協議会から発足した法定協議会は粛々として3町村合併に向かっていくということの再確認をこの協議会でしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。そのような形でいきたいと思っております。

従いまして、3町村の協議会の委員の方々にはこれまでの努力、また関係町村のいわゆる枠組み反対の意見等々につきまして、合併或いはその後の市町村についての反対の意見につきまして、積極的な水野委員の要望でもございましたけども、積極的にやはり説得にあたっていくということをお願いいたしたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。それでは議題の協議、議題にない項目についてはこれで打ち切りたいと思えます。それこそ肅々として協議会を進めてまいりたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

#### 日程第4 会議録署名委員の指名

事務局長（岩瀬） 再確認いただきましたので、本日の会議資料に基づきまして、議事のほうに移らせていただきたいと思います。会議の進行を河崎会長よろしく願います。

会長（河崎敦夫） はい、それでは会議を進めてまいりたいと思えます。まず会議録署名委員に一の宮の阿蘇品清二委員さん、阿蘇町小笠原徹朗委員さん、波野村阿南輝和委員さんをお願いしたいと思います。

#### 日程第5 会期の決定

会長（河崎敦夫） お諮りいたします。

会期の決定ですが、本日一日でよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい。会期は本日一日といたします。

#### 日程第6 議題

##### (1) 小委員会報告

会長（河崎敦夫） 協議に移らせていただきますが、初めに小委員会の報告でございますけども、12月の8日に行われました庁舎建設等の委員会において、委員長に一の宮町の家入哲也委員が選ばれました。また副委員長に、阿蘇町の松永委員が任命されております。

家入委員長からの小委員会の報告をお願いいたしたいと思えます。

一の宮町（家入哲也君） こんにちは。ただ今会長のほうから小委員会についての報告の要請がございましたけれども、現段階での状況につきまして報告をいたしたいと思えます。

本年も残すところわずかな日数になったところでありますが、これまで合併協議につきまして、つぶさに協議を重ねましてまさに大詰めの段階に至っております。このような重要な時期に、新市の発足に最も重要な本庁舎の建設等に関する委員として、その責任の重大さを痛感いたしているところであります。幸い経験深い副委員長の松永議長、その他各委員さんのご協力を得まして、目的達成に努力をいたしたいと思っております。合併に伴う庁舎建設小委員会につきましては、昨日第1回目の会合がなされまして先程ご紹介いただきました

が、不肖私が小委員会の委員長ということになりましたところです。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

状況につきましては、庁舎建設小委員会におきましては4項につきましてこれより協議をいたすところでありますが、まず第1項が本庁舎に関する件、第2項が支所改築に関する件、第3項が文化ホールの建設に関する件、第4項が本庁舎等に関わりますところのアクセス道路の整備等についての件でございます。以上4件を昨日提案出されまして、これにつきましては、まだまだ内容的に具体性を欠いております。これより本格的な審議を重ねてまいりますので、まだ内容等につきましてのご報告をする具体的な事案がございませんので、そういったことをご報告申し上げたいと思います。

尚、こういったことにつきましては工期的な問題もございますのでこれより頻繁に小委員会を重ねながら早急にこの事案を解決していきたいというふうに考えておるところでございます。もとより最小の財源で最大の投資効果を受けるような、結果を生むように、我々委員一同としては努力をしていきたいと思っておりますので、皆さん方の格段のご協力を心からお願い申し上げまして、第1回目の小委員会の報告を終わりたいと思います。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。小委員会の家入委員長からの報告を含めたご挨拶でございました。有難うございました。何分やはり小委員会が、大きな基本姿勢を示しながら合併に向かっての一步一步の歩調を進めていっていただきたい。これがやはり成否に関わるところではないかこのように思っているところがございますので、小委員会の委員の皆さん方には大変ご苦労と思えますけれども、よろしくお願い申し上げます。

(2) 提案事項	協議第 6 号	合併の期日について
	協議第 7 号	財産及び債務の取扱いについて（財産区等）（継続）
	協議第 8 号	財産及び債務の取扱いについて（基金等）
	協議第 9 号	補助金・交付金等の取扱いについて
	協議第 10 号	町、村、字名の取扱いについて
	協議第 11 号	国民健康保険の取扱いについて（継続）
	協議第 12 号	行政区の取扱いについて
	協議第 13 号	上・下水道事業の取扱いについて（継続）

会長（河崎敦夫） それでは続きまして式次第（2）の提案事項の説明を事務局から説明願います。

阿蘇中部3町村合併協議会事務局次長（大塚敏彦） それでは事務局のほうから今回の提案事項について説明させていただきたいと思っております。会議次第に従いまして説明させていただきます。始めに2カ所申し訳ありませんが、修正部分がございます。会議次第の2ページ目をお開きください。協議第10号の括弧書きの中で町、字の区域についてはというような表現のしかたをしております。これにつきましては、町、村、字の区域についてはということで修正お願いいたします。（2）も同様でございます。誠に申し訳ありません。（2）第10号の町、字の区域については、こ

の括弧の枠内のところでございます。これにつきまして、町、村、字の区域についてはということでお願いします。それともう1点、3ページ目に協議第13号、上・下水道事業の取扱いについてというのがございます。これの(1)(2)の次にまた(1)が出ておりますけども、これ以降は(3)(4)(5)(6)(7)(8)ということで(8)までお願いいたします。申し訳ありません。修正をお願いしたいと思います。

それでは提案事項について一つずつ説明をさせていただきます。

まず協議第6号、合併の期日についてでございます。資料の1ページ目をお開きください。平成15年の1月7日確認事項で阿蘇中部3町村は合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成17年3月31日までとする、ということで確認をしていただきました。これにつきまして、具体的な期日を今回提案させていただいております。

まず資料の8ページ目をお開きください。合併期日の検討資料というのを付けさせていただきました。合併期日のそこに上げさせていただきましたものにつきましては、土曜、日曜、月曜日、それと祭日あたりを入れさせていただいておりますけども、その真ん中のところに新年度(17年度)を新体制で迎えられるということが書いてあります。真ん中の上のほうになりますが、新市の市長さんを平成17年の4月1日以降に新市の市長を迎えるための期日がどこまでかということで、2月の11日ということで合併の期日を2月の11日にしますと、市長選挙の期限が50日以内ということで一杯一杯とった時に選挙予定日が、その直前の日曜日になります。3月27日になります。3月27日に選挙を行えば4月から新年度の新市長さんを新市の体制で迎えられるということでありまして、そういう主旨でございます。

それとその次、旧3町村と新市の決算の期間を離すことができるというふうに書いてありますけれども、年度途中で移行した場合、或いは年度の末に新市に移行した場合には決算が新市の決算と旧町村の決算を合わせてするような形になってしまいます。で、その期間を離すことによりまして事務的な煩雑さを防ぐことができるという意味でございます。で、そこに、  
、  
、  
×  
という形で回答をさせていただきます。

その次が、電算システムが本稼働できる、これはテストも含んでいるということでございますけども、電算システムについては12月一杯に今のスケジュールでいきますと12月一杯に稼働できる体制に整えているところでございます。で、そのシステムを旧町村から新市に一度に移行してしまわないといけなくなります。で、その移行の期間として土曜、日曜とか祭日が間に入ったほうが電算システムの移行としては非常にやりやすいということで、これは電算部会のほうから強い要望がっております。それで、  
をつけておりますのは、土、日をはさんで次の月曜日。それと祭日のその当日、そういった形のところには、  
を付けさせていただいております。

その次、合併の準備期間が十分確保できるという点ですけども、これにつきましては当然3月末になればなるほど期間的には十分確保できるということになりますが、1月を×、2月を、  
、  
3月を、  
という形にさせていただいております。

それともう1点現首長の任期満了が合併日の前でなく、選挙を考慮しなくてもいいということですけども、今、波野村の村長さんが17年の2月の20日までが任期となっております。で、



それ以降に合併の期日を設定した時に村長さんの選挙を考慮しなくてはならないという点が出てきます。それをここに上げさせていただきました。で、それぞれの項目に、、、 で印をつけさせていただいておりますけども、2月の1日から11日あたり、これらの期間につきましては全ての項目において一応対応ができるというような形になっております。

それで、今回それともう一つ、次のページをご覧いただきたいと思います。9ページ目になります。上のほうの資料は左ページの上のほうになりますけれども、これは現在配置分合の議決を既に済ませて合併の期日が決まっているものでございますけども、だいたい1日という日にちを設定しているところが多ございます。1日で設定しますと日割り計算等の手続等が不要になるということで1日が多いということなんですけども、本県の状況を見ますとその下の段になります。あさぎり町、上天草市あたりは以前のそういった流れを受けておりますけども、宇城東部2町から見ていただきますと、土曜日、日曜日或いは連休明けの月曜日といった形で土、日、月曜日が非常に多ございます。県内はそういった電算の移行とか色んな点を考慮しながらこういった日にちの設定をしているところがございます。

それで、前のほうに戻っていただきたいと思いますが、まず5ページ目をお開きください。各項目につきましては先程ご説明いたしましたけども、合併期限前に約50日以上取れる場合には、新年度新首長さんでの新体制で迎えられるという点がメリットとしてございます。それと年度途中でございますので比較的職員の事務作業への移行も容易にできるということでございます。それと合併期限ぎりぎり3月31日ぎりぎりとする場合につきましては合併までの準備期間が最も長くとれるというのがメリットとして上げられております。

今回提案しました2月11日でございますけども、右の括弧書きの中を見ていただきたいと思いますが、新年度17年度を新体制で迎えられる。旧3町村と新市の決算の期間を離すことができる。電算システムが本稼働できる。合併の準備期間が十分確保できる。ということにしておりましてけれども、一応合併の準備期間は確保できるということです。それと主な新年の行事が済み一段落をしている。現首長の選挙を考慮しなくてもよいということで事務方としましては平成17年の2月11日という日にちを合併の期日として提案をさせていただきたいと思います。これにつきましては、また次回の協議会でご協議をお願いしたいと思います。

尚、6ページ目をご覧いただきたいと思いますが、6ページ目に合併の手続き、そしてそれと合併のための留意事項等を書かせていただいております。その右側に平成15年11月に阿蘇中部3町村合併協議会が設置され、現在協定項目の協議と新市建設計画の策定協議を行っているところでございますけども、形としましてスケジュール的に、平成16年の来年の3月から6月ぐらいに協定書の調印、或いは各町村議会での合併議決それと県議会での議決、こういったものを済ませ、そして7月から9月頃に県知事による合併の決定あたりをお願いし、10月ぐらいに合併決定という形で期間をあけて、2月に新市誕生という形でこれはスケジュールの提案をさせていただいております。で、10月から2月までに合併の確定が終わりましてから期間がございますけども、新市の建設が決定した後におそらく民間企業なり、色んなところで新市の設置に合わせた作業がまた出てくることになるかと思っております。そういった期間もある程度余

裕をみてやっぱとるべきではないかということでこういうスケジュールを付けさせていただき  
ました。

それとできるだけ早い期間に配置分合の議決等を済ませたいというところにつきましては、来  
年度予算あたりで役場の庁舎の問題とか色々多額の財政負担が出てまいります。その財政負担を  
するにあたってやはり配置分合の議決まで確認を取った上で進めるべきではないかというよ  
うなところもございまして、こういうふうな形で書かせていただいております。これは今後この  
方向で進めていけないかという提案でございます。

7 ページ目は、関係法令を書かせていただいております。合併の期日については以上のとおり  
です。協議項目が長くなりますけれども全て統一して説明させていただいてよろしゅうございま  
すでしょうか。ちょっと時間が長くなるかと思いますが、よろしく願いいたします。

次に協議第7号、財産の取扱いについてでございます。財産等につきましては4月の8日に提  
案させていただきましたけれども、これについては阿蘇町、波野村は原案どおりということでござ  
いまして、一の宮町さんのほうから実態調査の終了後に再協議ができないかというような  
ご意見がございました。それで保留にさせていただいた分でございます。で、その時に事務局か  
ら合併までに実態調査を終了することは、非常に難しいというご説明をさせていただきました。  
で、これにつきましては、また持ち帰りまして検討をしておりますけれども、そこに書いてあり  
ますとおりにできる限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。という修正文言で  
再度提案をさせていただいております。それと(3)の中にありますように使用、処分等の権利  
関係につきましては、合併前の旧町村の旧慣行を適用しということで現在の慣行につきましては  
そのまま引き継がせていただきたいというふうに考えております。

それと次、合わせて協議8号でございますけれども、財産、債務の取り扱いの中で基金等の取扱  
いがございます。これにつきましては、まず(2)でございますけれども、国民健康保険関係基金以  
外の基金につきましては、平成14年度決算後の標準財政規模のそれぞれ15パーセントを持ち寄  
るということで各町村長さん方にも了解をいただいております。それとその他の財  
産債務につきましては、全て新市に引き継ぐというような提案でございます。こういった調整に  
つきましては他の協議会でも同じような取扱いをしている例がほとんどでございます。

次に補助金、交付金等の取扱い等についてでございます。協議第9号になります。補助金、交  
付金等につきましては、従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において公共の必要性、有効性、  
公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取扱うものとするということで、(1)から(4)  
まで書いてありますけれども、まず(1)は、3町村又は複数の町村で、同一或いは同種の団体に  
対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て統合等の調整を行う。

(2)は、同じく同一、或いは同種の事業に対する補助金、交付金等につきましては、制度の統  
一化に向けて調整を行う。

(3)は、町村独自で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等については、制度の  
経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行う。

そして最後(4)になりますけれども、各町村で実施している団体及び事業に対する補助金、交

付金等で合併までに廃止できるものについては、廃止の方向で調整を行うことにしております。で、参考までに15年の10月24日に確認いただいた財政計画の記載部分を上げさせていただいております。新市の場合には、14年度の数値が約22億円で類似市の山鹿あたりに比べますと山鹿市で13億円ということでございます。このあたりかなり格差がございます。で、財政計画の中では合併しない場合の平成16年度数値を15パーセント減で、17年以降、5年間を計上しております。その後は各年度約1から3パーセント減で計上させていただいております。で、具体的には今後の各町村の予算の査定の中で3町村連携をとりながら連絡をしながら調整していきたいというふうに考えているところでございます。

次に協議第10号の町、村、字名の取扱いについてでございますけども、これは資料の10ページ目をお開きください。町、村、字名の取扱いについては色々な記載の仕方がございます。この真ん中あたりに阿蘇中部3町村合併協議会(例)というのがございますけども、例えば、旧阿蘇郡一の宮町大字三野につきましては阿蘇市一の宮三野とかいう書き方が で書いてございます。事例としまして、阿蘇郡一の宮町大字宮地という事例をとりますとこの については阿蘇市一の宮宮地という形になります。 の書き方でいきますと阿蘇市、一の宮町をもう削除しまして阿蘇市宮地という書き方でございます。 でいきますと阿蘇市一の宮町宮地、町をそのまま残して一の宮町宮地という形でございます。それと になりますと大字をつけまして阿蘇市一の宮町大字宮地というような形でございます。で、この選択につきましては基本的に旧町村ごとに統一をしていただければ、それぞれ色々な書き方はそれぞれで検討していただいてもいいということになっておりますので、できる限り新市になった時にですね、表記の仕方が統一されていたほうがいいとは思いますが、それにつきましては各町村で協議をしていただいておりますというふうに思います。

それで、元に戻っていただきまして2ページ目ですけども、2ページ目の提案事項ですが、まず町、村、字の区域については従前のおりとするというふうにしておりますが、町、村、字の名称については次のとおりとするということで、一の宮町においては、「一の宮町大字」を「阿蘇市一の宮町」に置き換える。阿蘇町においては「阿蘇町大字」を「阿蘇市」に置き換える。波野村においては、「波野村大字」を「阿蘇市波野村」に置き換えるというような書き方をしておりますが、これはあくまで例として記載しておりますので、それぞれの町村のご意見は、また次回の時にお伺いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次、協議第11号でございますけども、国民健康保険の取扱いについてでございます。これにつきましては、10月14日の協議会の時に各町村から色々なご意見をいただきました。まず一の宮町と阿蘇町さんのほうから賦課方式について、資産割の部分を見直していただけないかというようなご意見がございました。それと阿蘇町さんのほうから財政調整基金の持ち寄り額、前回10パーセントという提案させていただきましたけども、それにつきまして可能な限り増やしてほしいというご意見がございました。それと同じく国保税の収納率の向上に対するような文言を特に入れたほうがいいんじゃないかというようなご意見もございました。それともう1点社会福祉

協議会、窓口を社会福祉協議会という提案をいたしましたけれども、それについては社会福祉協議会と協議をしてほしいというようなことでもございました。そういったご意見をもとに修正を加えたものでございますけれども、まず2ページ目の(1)でございます。

資産割の部分につきましては、全体の中ではその割合が非常に低うございました。で、そういった点を考慮しまして部会のほうで調整をいたしましたけれども、17年度から3方式でいいんじゃないかというような提案でございます。で、その線引きをしているところでございますけれども、なお具体的には平成17年度から3方式(所得割、均等割、平等割)の採用及び税率の統一を行い、平成16年度までは旧町村の税率による。というような提案でございます。

それと(2)で保険給付費の10パーセントは15パーセントに修正を加えました。これは部会のほうで検討しましたけれども、ぎりぎり15パーセントが可能じゃないかということでございまして、新市の国保基金の安定化を図るために15パーセントで持ち寄るということしております。

それと(3)の下のほうになお書きで国税確保のため収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図るというような形で文言を入れさせていただきました。

それともう1点、社会福祉協議会の件でございますけれども、資料の14ページをご覧くださいと思います。14ページ目に右の真ん中あたりに点線の枠組で、阿蘇町において役場と社会福祉協議会の協議により、今後役場保健衛生課国保係と連携を密にして、引き続き社会福祉協議会で事業を実施することになりましたので、従来の提案どおりとします。というような形です。で、社会福祉協議会と役場の間の事務的な簡素化等については今後また検討していただくことになっておりますけれども、調整案としましては引き続き社会福祉協議会で実施していただくということで役場のほうで了解をいただいているところでございます。で、この点につきましては一の宮町、波野さんについては前回原案どおりというような形でもございましたので、そのままこの形で提案をさせていただいているところでございます。それ以外は、修正部分はありません。

次、3ページ目になりますけれども、行政区の取扱いについてでございます。行政区についてはそこに書いてあるとおりですけれども、資料の16ページ目をお開きいただきたいと思っております。

行政区につきましては、一の宮町の自治区設置条例、阿蘇町の区設置条例、波野村の駐在職員設置条例ということで、それぞれの条例が設置されております。で、行政数は50区、52区、15区というような形になっております。で、行政区につきましては現行どおり新市に引き継ぐ。区長の任期は2年とする。この任期につきましては、3町村とも現在2年でございますので2年とするというようなことに統一させていただいております。業務内容につきましては、その16ページの下の方から次のページにまたがっておりますけれども、それぞれの業務内容に若干差がございます。で、波野村につきましては現在督促状の税関係の督促状の配布とか納入事務、或いは選挙の入場券、選挙区ごとの配布とかそういった色々な業務をされております。で、こういったものにつきましては一応区長の業務としての整理をした上で切り離して再度区長さんに委託するのかわかりませんが、そういった調整を加えていくべきではないかという意見が出ておりま

す。で、業務内容につきましては合併までに調整するという提案事項でございます。

それと区の助成金については、新市で調整するとなっておりますけれども、17 ページ目の真ん中あたりに助成金がありますが、阿蘇町が年間 60 万の助成金を出しております。で、他の 2 町村にはそれはございませんので、これにつきましては新市で調整したいというふうにしております。

それともう 1 点、区長の報酬は一の宮町の例により支給するというふうにしております。同じく 17 ページ目の下のほうに報酬というのがございますが、一の宮町は均等割として年 10 万円、そして戸数割で月額 200 円を払っております。で、部会としましてはこの一の宮町が最も有利ではないかというようなことでございます。で、一の宮町の例により支給するというような形で調整案を作らせていただいております。行政区の取扱いについては以上です。

最後になりますけれども、上・下水道事業の取扱いについてでございます。資料の 3 ページ目になりますけれども、この上・下水道事業の取扱いにつきましても、7 月 8 日の協議会において色々な意見をいただきました。で、その後専門部会で検討した上で修正を加えております。

まず(1)の上水道(簡易水道)の会計についてでございますけれども、これにつきましては、阿蘇町さんのほうから企業会計に統一できないかというようなご意見がございました。部会のほうで企業会計と特別会計の簡易水道に関してのメリット、デメリットがあるのかどうかを調べましたけれども、これについては、簡易水道は企業会計でも特にメリット変わらないということで企業会計に統一するというような提案でございます。今回、上水道(簡易水道)の会計については合併時に統合し、企業会計とするということで会計を統一するよう提案をさせていただいております。

次に(3)の使用料でございます。使用料については、資料のほうの 19 ページ目をご覧くださいと思います。これまで産山村の水道使用料というのが、かなり安くございました。それで調整が非常に難しい部分もございましたけれども、19 ページ目をご覧くださいますと上のほうに一般料金というのがございます。で、10 立米当りの料金を比較していただきますと一の宮町が 10 立米当りで 1,100 円、阿蘇町が 1,000 円、波野村が 1,350 円ということでございます。で、下のほうに一番下のほうに給水原価と供給価格というのがございますけれども、それにつきましては、現在ほぼ給水原価のとおり供給価格を設定されているようでございますので、今回水道料のところにつきましては一応そのまま新市に引継ぎまして新市において合わせて調整するというような形で書いております。で、それぞれの使用料が、若干波野村が高い状況がございますけれども、ほとんど使用料に差がございませんので、水道の使用料につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎまして新市において調整するというようにしております。

それと一の宮町さんのほうから、財産区水道事業の要望に対応するため、対応することを入れてほしいという話があったので、(8)に 1 項目を設けさせていただきました。公営の水道以外について、施設整備等の要望があった場合は対応するものとする。なお、その場合は規定の負担金を徴収する。また、公営の水道への加入については、地元の要望があれば受け入れるもの

とする。なお、その場合は規定の使用料を徴収する。ということかといいますと財産区の水道事業等の要望に基づきまして、施設整備等の要望、或いは公営の水道の加入の要望があった場合には、公営の水道に求められる負担金、或いは使用料と同額をいただいた上で対応をしたいというような意見でございます。ですからそういった要望につきましては、新市においても対応させていただくということでございますが、あくまで公営の水道と同じような条件でお願いしたいというような主旨でございます。その文言を(8)で一つ入れさせていただきます。

それと下水道関係でございますけども、下水道事業につきまして、専門部会で検討してほしい、阿蘇町の例によるという形で調整をしているけども専門部会でもう少し検討して欲しいというご意見もございましたけども、下水道事業につきましては、調整案そのものは専門部会に返しましたけども、変えておりません。前回提案したとおりでございます。

それにつきましては、資料の20ページをご覧いただきたいと思いますが、阿蘇町の公共下水道事業の経常収支の実績、これ平成14年度の資料でございます。それと公共下水道使用料の比較表、これは他の町村と比較している表でございます。それと起債と一般会計繰入金そういった資料を20ページ目、21ページ目、22ページ目に参考に付けさせていただきます。調整案そのものにつきましては前回提案したとおりに調整案を提案しているところでございます。以上次回ご協議いただく提案事項について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

会長(河崎敦夫) 次回提案する協議項目の説明がございましたが、何かこの件について質問、ご意見ございませんでしょうか。無いようございましたら、それでは一応お持ち帰りいただいてこの協議事項、各町村協議していただきたいと思います。一応事務局提案事項はこれで終わるわけですが、何かその他ございませんでしょうか。事務局ある。はい。

### (3) その他

事務局次長(大塚) 前回の設立総会の際に高藤委員さんのほうから、合併前の事務事業に対する申し合わせを何らかの形で取り交わしをしておいたほうがいいんじゃないかというようなご意見がございましたので作らせていただきました。で、これにつきましても今回ご提示いたしまして、また次回確認をお願いしたいと思いますけども、中身を読まさせていただきます。本日朝の町村長会の中で、一応確認をしていただいたところでございます。

合併前の事務事業に関する申し合わせ(案)、市町村合併に当たっては、合併により誕生する新市がより望ましい行財政の形でスタートすることができるよう、合併前においても関係町村が適切な行財政運営を行うことが望ましい。2町1村はこうした点を十分に踏まえ、お互いに信義を基本としつつ、下記のとおり合併前の事務事業を取扱うことを確認する。

まず財政健全化についてです。各町村は、全会計において、平成14年度末と比して、起債残高の縮減に努める。また各町村は、合併前までに着手することを予定する起債対象事業、これ具体的には起債発行額の7,000万円以上のものについてということ括弧書きを入れております。については、あらかじめ他町村に対して情報の提供を行い、町村長会等の承認を得なければならない。なお、あらかじめ情報提供が行われた事業以外についても、調和的な予算編成を図る観点

から当初及び補正予算編成にあたって各町村財政担当課長等による情報意見交換を実施する。財政健全化についてはこういった文言にさせていただいております。

次、職員数についてでございます。各町村は、協議第 23 号(一般職員の身分の取扱いについて)第 2 の確認事項に関わらず、この確認事項については、各町村の合併までの職員の採用については定年退職者を上限とするというような文言を入れさせていただいた部分でございます。その確認事項に関わらず、福祉事務所設置のための研修派遣等の特別な事業により必要となる人員については、関係町村長の協議の上、退職者の枠外で採用できるものとする。ただし特別枠での採用による人員増については、新市の定員適正化計画の中で順次削減を図っていくものとする。職員数について、合併までの間に特別な事業によって必要人員が出てくるものがございます。それにつきまして入れさせていただきました。これにつきまして、本日提案をさせていただき、次回また確認をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

会長(河崎敦夫) 合併事務事業に関する申し合わせにつきましては、町村長の紳士契約ではないかということございましたけども、やはり文書で残すべきだという意見につきまして協議会確認ということになっておるようでございます。ようございませうか。以上提案事項につきましては終了いたしました。ご協力有難うございました。

#### 日程第 7 次回開催日

事務局長(岩瀬) それでは次回の提案をさせていただきます。

次回を明けまして 1 月 13 日火曜日、午後 1 時 30 分からこの場所において開会させていただくことを提案させていただきたいと思っております。

会長(河崎敦夫) 1 月 13 日、火曜日。ようございませうか。

#### 日程第 8 閉会

会長(河崎敦夫) 以上で、本日の第 2 回の協議会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でございました。有難うございました。

事務局長(岩瀬) どうも有難うございました。以上で終了させていただきます。

午後 3 時 25 分 閉会